



Kumamoto City

News Release

令和8年（2026年）3月19日

「熊本市・日本下水道事業団水道施設災害支援協定」締結式について

— 熊本地震から10年、“災害に強い水道”を未来につなぐ—

このたび、本市と地方共同法人 日本下水道事業団は、災害時に被災した本市水道施設の迅速な復旧支援体制を構築するため、「熊本市・日本下水道事業団水道施設災害支援協定」を締結しますので、お知らせいたします。

令和8年（2026年）は、熊本地震から10年という節目の年です。長期間の断水により市民生活が大きく揺らいだあの経験を決して風化させることなく、次の災害に備え“災害に強い水道”の実現に向けた体制整備を進めるものです。

1 協定の概要

別紙のとおり

※本協定は、令和7年（2025年）7月に水道法及び日本下水道事業団法が改正され、新たに締結が可能となったもので、令和8年（2026年）2月19日に同種協定を締結した富山市に続き、全国で2例目、指定都市では初の取組です。

2 締結式

日時 令和8年（2026年）3月27日（金）10時00分～10時15分

場所 熊本市上下水道局 本館6階 中会議室
（熊本市中央区水前寺6丁目2-45）

出席者 日本下水道事業団 理事長 黒田 憲司
熊本市上下水道事業管理者 三島 健一

次第 （1）開式
（2）出席者紹介
（3）協定締結
（4）代表者挨拶
（5）閉式

3 その他

- ・ 当日、駐車が必要な場合は、上下水道局駐車場をご利用ください。
- ・ 取材にお越しの際は、本館6階中会議室で報道受付をさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】

上下水道局 総務部 総務課

電話：096-381-4061

課長：宮邊（みやべ）

熊本市・日本下水道事業団（JS）水道施設災害支援協定の概要

<目的>

災害時に損傷した熊本市の水道施設を迅速に復旧するため、日本下水道事業団（JS）と水道施設災害支援協定を締結し、下水道事業を通じて培った電気・機械、土木等施設復旧に関する高度な技術力を有するJSへ復旧工事等の支援を要請できる体制の整備を行う。

<支援内容>

- 1 現地調査（各設備の損傷状況調査）の実施
- 2 災害報告資料の作成支援
- 3 仮設ポンプ設置工事
- 4 1～3に付帯する災害支援

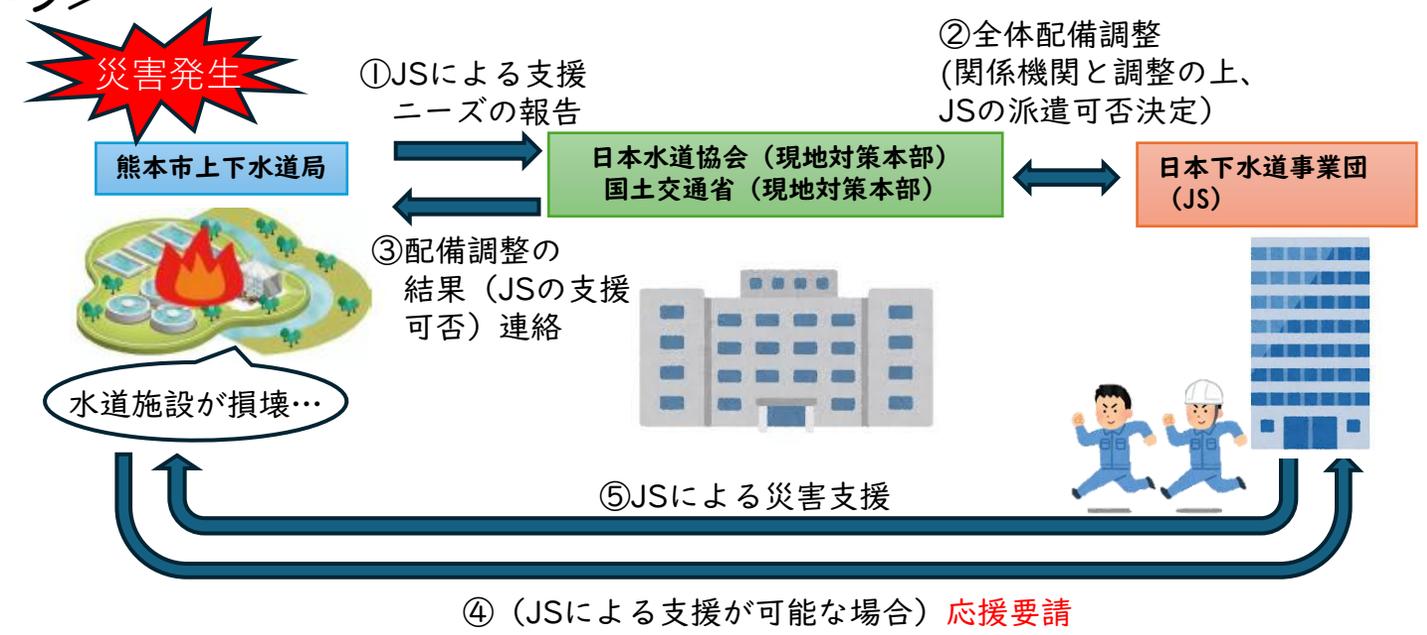
<背景>

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、国による地方公共団体に対する応援組織体制の整備や強化をはじめ、災害対応の強化およびインフラ復旧・復興の迅速化を図るため、令和7年7月1日付けて災害対策基本法等の一部を改正する法律が施行され、それに伴い水道法及び日本下水道事業団法の改正が行われた。

- 【新設された事項】
- 水道法（[第39条の3](#)）
⇒「日本下水道事業団法の特例」について記載
 - 日本下水道事業団法（[第26条第3項](#)）
⇒水道法39条の3に規定された業務が可能に

当改正により、JSと水道事業者間で協定締結を行うことで、JSが下水道業務に支障のない範囲内で被災した水道施設の復旧工事に係る災害支援業務を行うことが可能となった。

<支援イメージ>



JSは日本水道協会による既存の支援体制を補完
⇒激甚化・頻発化する災害に備え、水道施設の早期回復に向けた支援体制の一層の強化！

<協定対象施設>

熊本地震の際に最重要拠点として早期復旧の対象となった健軍配水場を含む、損傷した場合に市民生活への影響が特に大きい基幹施設（以下6施設）を選定する。

- 健軍配水場・秋田配水場・庄口水源地・沼山津送水場・戸島送水場・麻生田送水場

本協定の効果について

<災害発生時：人員不足の解消>

【課題】

- 水道施設が被災し断水が発生した場合、特に発災から2週間程度（応急期）は、市民生活を維持するための応急給水などにマンパワーが必要となり、施設復旧（施設の被害状況調査・記録、復旧計画の検討など）に十分な体制を確保できないおそれがある。

【本協定の効果】

- JSから技術的・人的支援が受けられることにより、施設の迅速な被害把握と早期復旧につながる。
- 水道復旧までの期間（断水期間）の短縮が期待でき、市民生活への影響を最小限に抑えることができる。



<災害復旧時：事業の円滑な実施>

【課題】

- 災害復旧事業を進めるには、被害状況の調査や国の災害査定に必要な資料の作成など、高い専門性と膨大な作業が求められる。
- これらの業務は一定の実務経験や知識を持つ職員でなければ対応が難しく、職員の負担が大きい。

【本協定の効果】

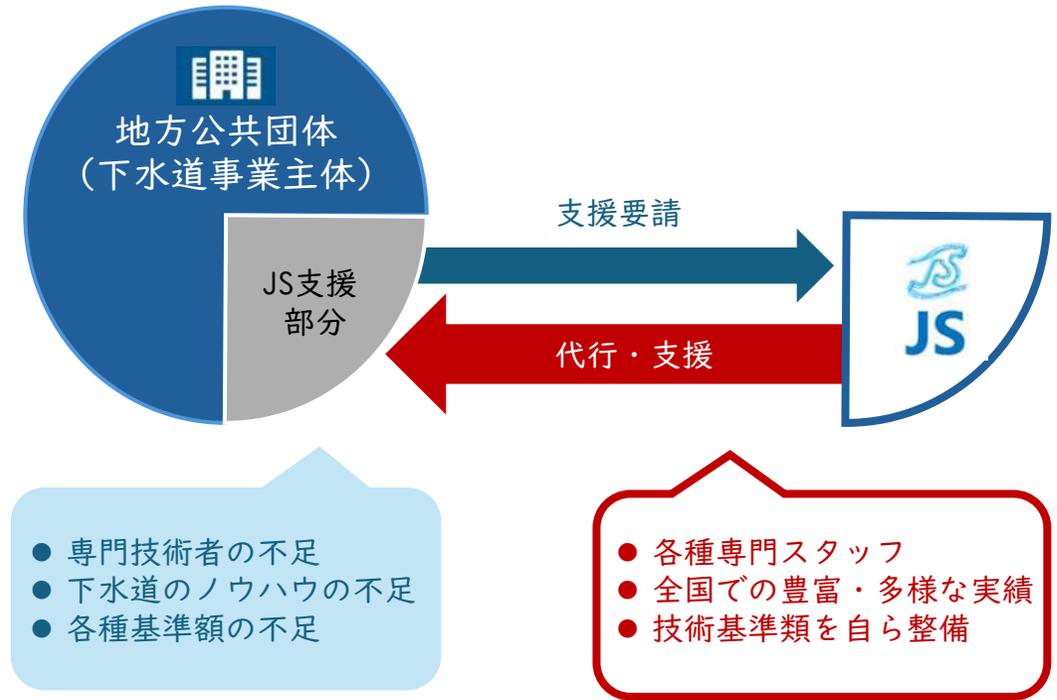
- JSから被害調査や災害査定資料の作成支援を受けられることにより、専門性の高い業務を確実にかつ効率的に進めることができる。
- 水道施設の災害復旧事業は国土交通省所管となり、下水道施設と同じ手続き・様式に統一された。下水道分野で豊富な経験を持つJSの支援は大きなメリットとなる。



- 日本下水道事業団法に基づく、地方公共団体の共通の利益となる事業を実施する「地方共同法人」
- 地方公共団体の要請に基づき、建設工事や設計業務の発注・監督など、下水道事業の実施を支援・代行する組織

JSの歴史

- S47年 設立 (1972) 技術者をプールし、地方公共団体の業務を支援・代行する組織
- H15年 地方共同法人化 (2003) 地方公共団体が主体となって業務運営を行う組織

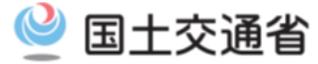


日本下水道事業団の実施する主な業務

- 下水道に関する調査・計画
- 終末処理場等及び主要な管渠に係る設計、建設
- 特定下水道工事
- 工事の監督管理
- 維持管理
- 災害支援
- 研修、技術検定及び認定試験
- 技術開発
- 国際

日本下水道事業団法の特例

災害対策基本法等の一部を改正する法律(令和7年法律第51号)



日本下水道事業団法の特例(水道法第39条の3) ※令和7年6月4日公布、同年7月1日施行

- 能登半島地震において、水道は、浄水場等の基幹施設や管路が甚大な被害を受け、広範囲かつ長期の断水が発生。災害時の迅速な水道施設の復旧には、その技術力を有する者による支援が重要。
- **日本下水道事業団が、下水道事業を通じて培った技術を活用し、被災した水道施設の復旧工事を行うことができることとする。***日本下水道事業団は、地方公共団体の委託を受けて下水道施設の建設等を行う地方共同法人。

